

地域の絆でもっと 住みよいマンションに！

京都市では、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指して、「地域コミュニティ活性化推進条例」（平成24年4月1日施行）に基づき、自治会・町内会や学区自治組織（自治連合会等）を中心とする地域活動を応援しています。

地域の輪を広げましょう！

日ごろ、マンション内の良好なコミュニティの形成に取り組まれていることと存じますが、自治連合会等が行う活動に参加し、地域とのかかわり合いを深めていただくことで、より安心・安全で住みよい地域づくりにつながっていきます。

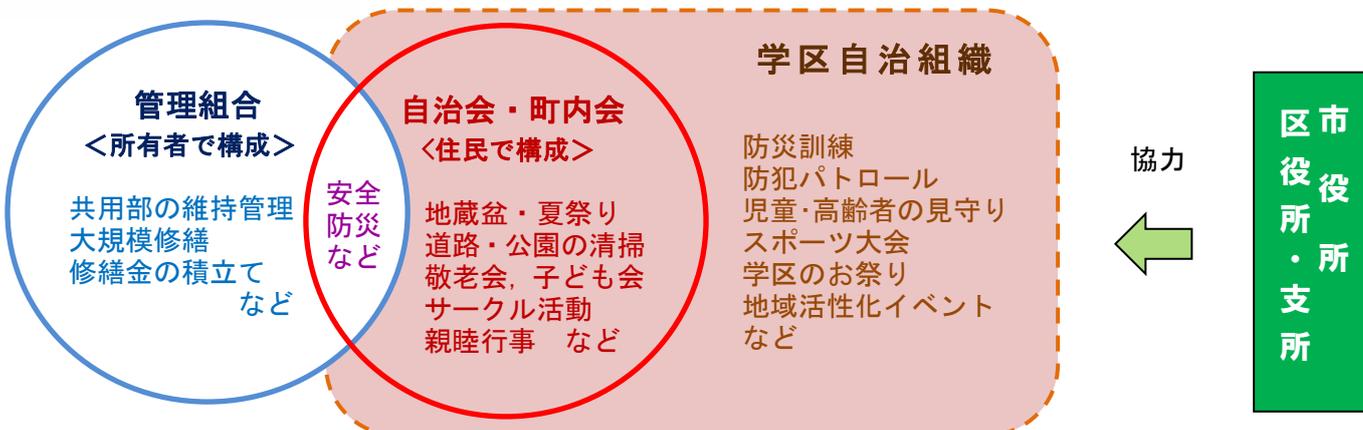
「管理組合はあるけど、うちのマンションには自治会はないなあ・・・」という場合、マンションで自治会を設立する、または周囲の自治会・町内会に加入するなど、住みよい地域づくりに向け、まずは管理組合でお話し合いをお願いします。



イメージ図

賃貸入居者も一緒にコミュニティづくりを

自治会・町内会は、地域の皆さんの自由な意志によって結成され、住民どうしの親睦を深め、住みよいまちづくりに取り組む団体です。賃貸で入居されている方も「住民」として加入し、活動できますので、より居住実態に合ったマンションコミュニティの形成が可能になります。



京都市では自治会・町内会活性化に向けた取組支援を行っています（裏面参照）。マンション内に自治会・町内会がある場合もこのチラシを自治会・町内会役員の方に見せていただくなど、情報共有をお願いします。



マンションでの絆づくりを応援しています。

自治会を作りますか？

京都では、「学区」と呼ばれる地域活動単位で運動会、敬老行事、防災訓練など様々な活動が活発に行われています。マンションにお住まいの方がそうした活動に参加するためには、自治会・町内会として学区との連携が大切です。

マンションでは、地域の自治会に加入している場合と、マンション内の世帯だけで一つの自治会を作っている場合がありますが、大規模マンションでは、後者が多いようです。

自治会を設立する場合の標準的な手順をご紹介しますので、まだ自治会の無いマンションでは、ぜひ設立をご検討ください。

- ① 設立準備組織を作る
(管理組合母体、住民有志など)
- ↓
- ② 学区自治連合会等に相談
(学区の活動内容、分担金など)
- ↓
- ③ 自治会の運営、活動の案を全住民に提示して
意見聴取と加入呼び掛け
- ↓
- ④ 設立総会開催案内と加入申込書を全住民に配布
- ↓
- ⑤ 設立総会で規約、事業計画、役員等を決定
自治会発足



マンション自治会設立に、助成制度が活用できます！

京都市では、自治会・町内会の設立や、学区や自治会・町内会等による地域コミュニティの活性化の取組に助成しています。

自治会設立に向けての会議費や資料印刷代などに助成金が活用できます。

まずは下記サポートセンターまでご相談ください！(必ず事前の相談をお願いします。)

■助成制度の概要■

対象事業：自治会・町内会の加入啓発、町内会設立事業等

助成額：上限10万円(2回目は5万円)

助成率：事業内容に応じて、助成対象経費の10割又は3分の2

(人件費、飲食費等は助成対象外)

助成件数：50件程度を予定(先着順)

マンション自治会がある場合も、加入促進に向けた取組(加入をよびかけるチラシの作成等)やマンションと周辺自治会との交流事業等に助成金を活用することができますので、是非ご活用ください。

地域コミュニティサポートセンター

助成金の相談をはじめ、マンション内外の自治会・町内会のことなど、地域コミュニティに関するご相談を受け付けています。また、自治会・町内会の大切さを伝えて、加入を呼びかける啓発グッズの提供も行ってまいります。お気軽にお電話ください！

場所：京都市文化市民局地域自治推進室
(市役所本庁舎1階)
電話：222-3098 (皆の輪で暮らし安らぐ)
FAX：222-3042
Eメール：chiikizukuri@city.kyoto.jp



啓発ポスター



啓発マンガ

自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト

<http://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/>

京都市 自治会 おうえん 検索

「京の学区案内」など
お役立ち情報満載！

＜このリーフレットについてのお問合せ先＞

京都市文化市民局地域自治推進室 (☎222-3049)

平成29年9月発行 京都市印刷物第294509号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

